

## 令和8年度（随時）任用 帯広市会計年度任用職員の募集(職種、勤務条件等)について

- 受付期間 随時 受付時間：午前１０時から午後５時３０分 ※休館日を除く
- 申込方法 上記期間内に ① 履歴書（写真貼付、パソコンでの記載可）  
② 作文（自筆）  
③ ハローワーク紹介状
- を帯広市図書館へ郵送または持参してください。応募書類は返却しません。

・作文のテーマ 『図書館で働くうえで大切にしたいこと』 ４００字程度  
職務経歴や知識・経験、自己ＰＲ等を織り交ぜ、自筆（パソコン等使用不可）で作成してください

- 試験日 随時
- 試験内容 面接試験 応募書類受付後、日時を電話連絡します。 ※試験内容に関する質問についてはお答えできません
- 試験会場 帯広市図書館（帯広市西２条南１４丁目３）
- 任用期間 任用期間は任用日から令和９年３月３１日までですが、業務が継続し勤務状況等が良好であれば、翌年度１年間再度任用されます。  
なお、下表、再度任用上限回数『２回まで』とあるのは、最長で３年度の勤務を上限とするものです。
- 年齢制限 なし
- 応募資格
- （１） 必要資格等を満たしている方  
（２） 地方公務員法第16条に該当しない方（以下、地方公務員法第16条抜粋） ※該当する方はお申込みできません
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 帯広市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年経過しない者
  - ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- なお、日本国籍を有しない人は採用後において公権力を行使する業務または公の意思形成への参画に携わる職に従事することができません
- その他 「主な業務内容」のほか、所属課内外の応援に関することでも従事すべき業務の内容に含まれます
- 問合せ先 〒080-0012 帯広市西２条南１４丁目３ 帯広市図書館 会計年度任用職員採用担当宛 電話：0155-22-4700

### 募集内容

#### 職種：事務補助員

| 募集番号 | 所属課・連絡先<br>勤務場所                       | 再度任用<br>上限回数 | 賃金<br>形態 | 募集<br>人員 | 勤務時間                                                                                          | 時間外勤務        | 加入保険 | 主な業務内容                                                                   | 必要資格等                          |
|------|---------------------------------------|--------------|----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 1    | （図書館）<br>勤務場所：図書館<br>連絡先：0155-22-4700 | 2回<br>まで     | 日額       | 1名       | 週8時間<br>火曜日～金曜日は1日2時間勤務(8:45～10:45)<br>※月末整理日のみ1日7時間45分勤務(8:45～17:30)<br>※月曜日が開館日・行事日の場合は変更あり | 月平均<br>1時間程度 | なし   | ・図書貸出返却、資料整理<br>（窓口対応、パソコン操作あり）<br>・図書館サービスに係る業務全般<br>（図書運搬などの中等度の力作業あり） | パソコン（ワード・エクセル等）<br>の基本操作ができること |

### 報酬について

日額 2時間：2,486円、月末整理日（7時間45分勤務日）：9,633円（時給1,243円）  
所定の基準に従い、通勤方法及び距離に応じた通勤費相当額が加算されます。  
※正職員の給与が改定された場合は、改定の実施時期を含め、改定にかかる取り扱いに準じて改定します。  
例えば、4月に遡って報酬が改定され、給与が増減する場合があります。